

ASEAN の FTA と日本企業 ーインドネシア、フィリピン、ベトナムの調査からー

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学アジア研究所 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- ・インドネシア、フィリピン、ベトナムは、AFTA による域内貿易自由化に加え、ASEAN の枠組みで FTA の交渉と締結を進めてきており、2 国間 FTA にも取り組み始めた。3 カ国に進出している日系企業は AFTA をはじめ、FTA の利用を活発化している。AFTA、日本との EPA については、一部に問題は指摘されているものの、全体としては手続きや原産地証明取得については問題ない。むしろ日本より ASEAN のほうが手続き面ではスムーズで利用者本位（ユーザー・フレンドリー）との評価もあった。
- ・ASEAN 各国の FTA ネットワークは重層化しており複雑になってきている。ASEAN 各国は日本以外の国との FTA を積極的に交渉・締結してきている。こうした ASEAN と第3 国の FTA の利用を検討すること、あるいは FTA を考慮した経営拠点の再編を考えるべきであろう。また、競合国がこうした FTA を利用して ASEAN 市場で輸出攻勢をかける可能性も考えておかねばならない。
- ・FTA ネットワークの進展に従い、日系企業は生産体制の再構築を行っている。ASEAN 域内では、機械産業の立地・集積が進んでいる国と生産から輸入に機能がシフトする国に分かれる現象が起きている。

はじめに

ASEAN の中では、シンガポールが最も早く FTA 交渉を開始し、現在は 14 件の FTA を締結している FTA 先進国である。タイもタクシン前政権時代は積極的に FTA 外交を行っており、マレーシアも積極的に取り組み始めた。

一方、インドネシア、フィリピン、ベトナムの 3 カ国は、FTA 外交では ASEAN の中の後進国である。3 カ国とも基本的には ASEAN の枠組みで FTA を交渉締結しており、ASEAN 以外では日本との FTA を交渉あるいは締結している。ASEAN の枠組みでの FTA は、中国、韓国、日本、豪州とニュージーランド (CER) との FTA が締結されている。3 カ国とも FTA に積極的に反対していたのではなく、インドネシアはユドヨノ政権発足までは政治的な混乱が続いていたこと、ベトナムは WTO 加盟交渉と加盟後の約束の実施が喫緊の課題だったことなどの理由によるものである。

本論では、これら 3 カ国の FTA への取り組みと進出日系企業による

FTA の利用状況および直面している問題について現地調査に基づき分析、報告している⁽¹⁾。

1. 3 カ国の FTA への取り組みと特徴

(インドネシア)

インドネシアは AFTA による域内貿易自由化を推進してきた。AFTA については、2008 年時点で 98.8% の品目が IL となり、IL の 80.0% が関税率ゼロである。5% 以上の品目はゼロとなり、一時的除外品目もゼロである。AFTA 以外の FTA は、ユドヨノ政権以降に本格的に取り組み始めた。ASEAN の枠組みでの FTA 以外では、日本との協定が最初となったが、その後はパキスタンとの交渉が開始されている。まだ政府間交渉は開始されていないが、二国間の共同研究による提言実施済みなのがオーストラリアでオーストラリアの厳格な検疫手続きなどが議論された。この他、二カ国間の共同研究の段階にあるのがニュージーランドとチリであり、担当者間の情報・意見交換の段階にあるのが米国とインドである。

日本との EPA (JIEPA) は、インドネシア国内で製造できない高級鋼材に限り関税を撤廃する特定用途免税制度 (USDFS) を導入した。USDFS の利用を目的として日本企業がインドネシア進出 (コイルセンター設立) を決めている。USDFS は製造業及びコイルセンターは利用できるが商社には利用できないためである。USDFS により自動車や家電用の高級鋼材は 5-12% の関税を支払わずに輸入可能となり、日系企業のメリットは大きい。USDFS による特惠措置の見返りとして日本側は自動車と電気電子分野の裾野産業育成への協力を行っている。

(フィリピン)

フィリピンは、AFTA による ASEAN 域内貿易自由化以外では、ASEAN の枠組みでの中国との FTA (ACFTA)、同じく韓国との FTA (AKFTA)、日本との 2 国間 FTA (JPEPA) と ASEAN の枠組みでの日本との経済連携協定 (AJCEP)、豪州・ニュージーランドとの FTA を締結している。2006 年にフィリピンの貿易産業省は米国に FTA を段階的

に進める貿易強化協定 (Trade Enhancement agreement) を提案したが、米国側は一括的な FTA を望んでおり、相互の主張を理解する段階である。

AFTA では、2008 年 8 月時点で 99.5% が IL (自由化対象品目) となり、IL の 82.9% が関税率 0% となっている。関税率 5% 超の品目は 76 品目のみであり、一時的除外品目はゼロとなっている。中国との FTA では、中国からの農産物輸入が国内農家に与える影響への懸念から交渉が難航し、アーリーハーベスト (農産品のみ先行自由化するスキーム) の実施が他国より 2 年遅れている。また、日本との EPA では上院で憲法規定への抵触への批判により批准が遅れ調印から 2 年後の 2008 年 10 月に批准され 12 月に発効した。

(ベトナム)

ベトナムは 1995 年に ASEAN に加盟しており、AFTA には同年 12 月に参加、関税引き下げは 1996 年から開始されている。2006 年 1 月までに 10 年間に 0-5% に域内関税を削減することになっており、関税撤廃は

2015 年と ASEAN6 に比べると 5 年の猶予がある。2006 年 6 月時点で自由化対象品目である IL 品目 1 万 342 品目のうち 99.4% の関税を 0-5% に削減しており、目標を達成している。ただし、文化財などを対象とする一般的除外品目に工業製品が含まれている。2008 年 8 月時点では、IL は全品目の 97.6% となっており、IL の 56.1% が関税率ゼロである。一般的除外品目は 201 残っている。

ベトナムは、ASEAN の枠組みで中国、韓国、日本、豪州・ニュージーランドと FTA を締結している。日本とは 2 国間 EPA (JVEPA) の交渉をしてきており、2008 年 12 月に調印した。中国との FTA は、ベトナム側のセンシティブリスト(例外品目)が確定しておらず、協定そのものは 2005 年 7 月に発効したがベトナムは 2006 年 12 月から遅れて参加している。

日本と ASEAN 主要国は 2 国間 FTA を締結するとともに ASEAN 全体との協定 (AJCEP) を締結した。そのため、昨年度と今年度調査対象となった 6 カ国は全て、2 国間 EPA と AJCEP が並存する状況である。ジ

ェトロの調査によると、AJCEP と 2 国間 EPA との税率が異なる可能性があり、比較検討をした上で有利な協定を使う必要がある。たとえば、マレーシアとの EPA (JMEPA) と AJCEP を比べると、AJCEP の方が税率が低い品目はゼロであり、対マレーシア輸出には JMEPA が有利である。AJCEP と JVEPA (ベトナムと EPA) についても JVEPA の方がベトナム側の譲許の割合が高いが、発効が早い AJCEP の方が早く関税削減を行うため基準の関税率が同率の場合、AJCEP のほうが有利になる。

ASEAN との EPA では、品目によっては、MFN 関税率が AJCEP 税率あるいは EPA よりも低くなる逆転現象が起きている。そうした場合は、MFN 税率が適用になる。

2. FTA の利用状況と利用上の問題

(1) FTA の利用状況

FTA の利用率は、高いものから低いものまで様々であり、同じ FTA であっても国、品目によって全く違う。FTA を利用するかは、FTA 利用による恩恵がコストを上回るかどうかにか

より決まる。MFN 税率と FTA 特恵税率の差 (FTA マージン) が原産地証明書取得や申請に伴うコスト、投資恩恵を受けている場合はその管理コストを上回ることが要件になる。

MFN 税率の高い国への輸出は FTA 利用のメリットが大きいし、シンガポールのように MFN 税率が数品目を除きゼロ%という国への輸出は FTA を使う必要はない。品目別に見ると、WTO の情報技術協定 (ITA) により MFN 税率が極めて低い電子製品は利用されないが、高い税率が残る自動車など輸送機器では利用率が高い。ジェトロの調査によると、ASEAN の日系企業の FTA マージンは平均 5.2%であり、FTA 利用のメドは MFN 税率と FTA 特恵税率との差が 5-6%である⁽²⁾。

(インドネシア)

AFTA の利用率は、関税削減が進展した 2003 年以降、上昇している。各国政府は AFTA の利用率を発表していないが、原産地証明書発行額をベースにジェトロが推計を行っている⁽³⁾。それによると、インドネシアの域内輸出における AFTA 利用率は

2007 年の 5.6%から 2008 年 1-7 月は 39.6%に大幅に上昇している。ベトナムの域内輸出における AFTA 利用率は 2005 年の 6.1%から 2007 年は 9.4%に上昇している。

(フィリピン)

フィリピンのタイとマレーシアのデータを使った利用率は、タイからの輸入が 37.6%、マレーシアからの輸入が 25.1%となっている。また、アジア開発銀行が 2008 年にフィリピンで実施したアンケート (大半が日系企業) では、回答企業のうち、電子電気では 23.3%、輸送機器では 37.5%が FTA を利用していると回答している⁽⁴⁾。

(ベトナム)

タイとマレーシアのデータを使いベトナムの輸入における AFTA の利用率 (2007 年) をみると、タイが 45.1%、マレーシアが 40.0%と高い。ベトナムの MFN 関税率は高いため AFTA の利用価値が大きく、輸入のほうを活用されている。

その他の FTA では、ベトナムでの中国との FTA (ACFTA)と韓国との

FTA (AKFTA) の利用率のジェトロによる推計がある。それによると、ACFTA の利用率(ベトナムからの輸出)は 8.6% (2007 年) で農産品、ゴム、履物、かばん、婦人服などの輸出で利用されている。AKFTA の利用率 (2007 年) は 45.4% と高く、対韓輸出品はアパレル、履物、かばん、農水産品、ゴムなど原料がベトナム産で原産地規則を容易に満たせる産品が多いことが理由となっている。

(2) FTA 利用に関する問題

FTA の利用手続きについては、総じて大きな問題はないといえる。複数の FTA が締結されているが、「スパゲッティ・ボウル」現象を指摘する声はなかった。

(インドネシア)

インドネシアでは、AFTA、AICO は利用当初は手続き上の問題があったが、現在は特に問題はないとの評価が一般的である。AFTA の原産地証明は 1 日で取得でき、休日でも発給してくれる。一部企業からは、インドネシア側に問題ではないが、タイに AICO を使い輸出したところ、

申請額を実際の利用額が超過したところ超過額に MFN 関税を賦課するとの通告がタイの税関からあり対応に苦慮しているとの指摘があった。

日本との FTA (JIEPA) については、「インドネシアの原産地証明は 1 日で発給され、手数料も 1000 ルピアと安い。発給機関は商業省の地方事務所であり、全国で 85 箇所あり、休日でも予約をすれば対応してくれるなど問題がない」というのが日系企業の意見である。むしろ、日本側の原産地証明手続きについて、①発給に時間がかかる、②発給場所が少ない、③証明書の記述が一般的で確認に時間がかかる、などの問題があるとインドネシア側では指摘している。USDFS については、サーバイヤーが審査を行うためその申請費用 (1%) が必要である。手続きも複雑であり、申請費用を含めたサーバイヤー関連コストは輸入価額の 2%程度とみられている。

(フィリピン)

フィリピンでは、AFTA については、一部に原産地証明取得で苦労しているとの指摘があったが、全体と

しては手続き、原産地規則取得については問題ないとの評価が多い。

AICO の運用も問題はないとみている。ACFTA は日系企業によりまだ本格的に利用されていないため、問題の指摘も特に無い状況である。AKFTA は、利用上の問題ではなく、AKFTA を利用した韓国の家電製品との競合が激しくなるとの指摘があった。自動車では、AICO から AFTA にシフトする動きが起きている。AFTA-CEPT 税率が低下していることに加え、AICO の輸出入均衡要求と手続きの煩雑さのためである。JPEPA では、鋼材輸入についての関税割当の対象企業の確認基準での代理人の定義が不明確、輸入鋼材に関する規格から日本工業規格 (JIS) が除外されていることが問題として指摘されている。

(ベトナム)

ベトナムでは、AFTA の原産地証明取得は問題がないとの評価である。むしろ、狭小な国内市場、規制緩和、貿易自由化とベトナム拠点の位置づけなど FTA 利用手続き以前の基本的な問題への対応が重要かつ緊急性

を持つ課題となっている。

このように AFTA の手続きなどに係る問題は全体としては少ないといえるが、ASEAN の他国と総合してみると、問題は依然として残っている。たとえば、マレーシアではフォーム D (原産地証明書) の取得に 2 日かかり、タイから陸路輸入した場合トラックが 1 日通関で止められてしまうため、1 日でのフォーム D の発給を望む声が多い。また、新規モデルでフォーム D を書得する場合、必要な書類を全部用意するのに 1 ヶ月、申請後コスト審査に半月が必要 (タイ) との指摘もあった。このように、手続き上の問題は原産地証明書の取得に関するものとなっている⁽⁵⁾。

AICO (ASEAN 産業協力スキーム) については、CEPT 税率が低下するに従って、輸出入均衡要求、承認に時間がかかる、却下されても理由が示されないなど使い勝手の悪さが目立つようになり、AICO から AFTA に切り替える企業が増えてきている⁽⁶⁾。ACFTA は、第 3 国経由の貿易に利用できないため利用されていない。日系企業の場合、ASEAN と中国の貿

易は日本、シンガポール、香港を経由することが多いが、経由地となる第3国が発行するリ・インボイスが ACFTA では認められていないためである⁽⁷⁾。

3. 重層化する ASEAN の FTA ネットワーク

ASEAN 各国が FTA 締結を増加させるに従い、ASEAN 各国の FTA は重層化しており複雑になってきている。ASEAN 主要国と日本の FTA は、2 国間の EPA と ASEAN 全体との協定 (AJCEP) が締結されており、関税率では MFN 税率のほうが FTA 税率より低くなる逆転現象が一部で生じている。企業側からみると、該当品目について MFN 税率、AJCEP 税率、2 国間 EPA 税率を比較検討し最も有利なものを利用する必要が出てきている。

さらに ASEAN 各国は日本以外の国との FTA を積極的に交渉・締結してきている。今年中には、中国、韓国に加え、豪州、ニュージーランド、インドとの FTA が調印、発効される可能性が高い。また、EU との FTA

も取り組みが行われている。日本企業の観点では、こうした ASEAN と第3国の FTA の利用を検討すること、あるいは FTA を考慮した経営拠点の再編を考えるべきであろう。また、競合国がこうした FTA を利用して ASEAN 市場で輸出攻勢をかける可能性も考えておかなければならない。特に、ASEAN と韓国との FTA、将来的には EU との FTA に留意すべきである。また、2 国間の FTA でも中東や南アジアとの FTA の締結状況をみながら利用可能性を検討すべきである。

たとえば、タイ・インド FTA の EH を利用して、日系カラーテレビメーカーは、インドへの輸出を強化しており、A 社はインド工場を閉鎖しタイからの輸出に切り替えた。B 社はシンガポールのエアコン工場を閉鎖しタイに移管しタイからインドに輸出しており、C 社はタイから EHP を使いエアコンをインドに輸出するなどの動きが出ている。一方、ASEAN と韓国の FTA はパネルの調達に利用できる。

ただし、新興市場であるインドに ASEAN から FTA を利用して輸出す

る場合、液晶テレビなどは ASEAN・インド FTA の原産地規則を満たせるかが課題となるだろう。

AFTA については、手続き面での問題が徐々に少なくなってきたこと、CEPT 税率が低下してきたことから日系企業の利用が増加してきている。AFTA の利用により節税、域内分業体制再編、域内市場開拓などの効果をあげている企業の例は多い。域内関税は 2010 年（新規加盟国は 2015 年）に撤廃されることになっており、AFTA の利用はさらに進むと思われる。

ASEAN の FTA ネットワークの重層化に伴ない、生産拠点をどこに置き、どの FTA を使うのが最も効果的かの選択肢が広がっている。たとえば、域内関税率が最も高い国に生産拠点を置き、そこから域内に輸出するのが最も有利という考え方も FTA 利用という観点からは成り立つ。もちろん、生産拠点の選択は他の多くの立地要因を総合的に判断して決められるものであるが、多くの FTA が形成されたことにより立地の決定要因が複雑になってきているのは確かである。ASEAN では日系企業の生

産拠点の再編が活発化しているが、ASEAN 域内だけでなく域外との FTA についても動向を把握することが機械産業分野の企業に必須となってきた。

ASEAN は、2015 年の経済共同体創設に向けて物品の貿易以外での自由化、円滑化措置を実施しつつある。経済共同体への動きを注視しながらサービス貿易、投資、人の移動、規格の相互承認などの措置の活用を考えるべきであろう。

4. AFTA の評価

ASEAN は 1992 年に ASEAN 自由貿易地域のための共通効果特惠貿易協定（AFTA-CEPT 協定）に調印し地域統合を開始した。AFTA-CEPT 協定による自由貿易地域へのプロセスは 1993 年から実施された。AFTA は、当初は 15 年間で関税を 0-5% に削減し、2008 年に完成する計画だったが、2 度のスケジュールの繰上げにより 2002 年（一部品目は 2003 年）に実現している。現在は、2010 年の関税撤廃（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム：CLMV は

2015 年) に向けて関税削減を行っている。

AFTA は、ASEAN の域内貿易比率が小さく輸出品が競合することから合理性がないという根本的な批判があった。AFTA を否定的に評価する専門家と実務家からは、利用率が低いことと手続き面での煩雑さや時間がかかることなどが問題として指摘されてきた。

世界の FTA をみると、域内貿易の拡大だけでなく多様な目的を含めて締結されているのが実態である。AFTA は、中国が急速に投資先として台頭する中で外国投資の誘致先としての魅力を維持することが主要な目的となっていた。ASEAN は、貿易と投資を 2 つのエンジンとして経済を発展させてきており、対外依存を深めながら地域統合を進めるという戦略を採用したのである。AFTA を活用しメリットを享受している主な「受益者」は日系企業など外資企業である点にもその特徴が反映されている。

ASEAN は、原加盟 5 カ国の間でも経済格差が大きかったが、1995 年以降に CLMV が加盟したことによ

りその格差は GDP 規模でも一人当たり所得でも最大 100 倍に拡大してしまった。CLMV は経済発展レベルの遅れだけでなく、行政機構や法制の整備度や政策実施能力などのソフト面でも大きく遅れている。格差だけでなく、10 カ国の間には歴史に根ざす対立や不信感があった。

このような統合を阻害する要因がある中で ASEAN は時間をかけて段階的に統合を進めてきたのである。AFTA 利用率も関税撤廃が進展することにより高まってきており、手続き上の問題も解決されてきた。現在は、自由化度が高く利用上の問題が少ない FTA となっており、総合的にみると AFTA は成功したと評価できる。

AFTA の進展により、ASEAN 域内の生産体制の再構築が進んでいる。その結果、ASEAN の中で機械産業の立地・集積が進んでいる国と製造から輸入へのシフトが起きている国が分かれる現象が起きている⁽⁸⁾。

タイへの自動車産業への集積は目覚しいが、マレーシアでは電気機械分野で高付加価値化と R&D 機能の強化が取り組まれている。

たとえば、D社は2007年マレーシアで液晶テレビ生産を開始し、ブラウン管テレビ生産をインドネシア、タイ、中国に移管した。液晶テレビは国内市場及びシンガポールに輸出しており、2010年以降AFTAを使いASEAN域内輸出を本格化する。E社はプラズマテレビの生産を開始し、F社はブラウン管テレビ工場をタイに移管、G社は2005年から開始していた液晶テレビ生産能力を大幅増加しており、ASEAN・インドFTAによりインド輸出に期待している。H社は2007年に高機能コンプレッサの生産を日本からマレーシアに移管した。R&D会社の設立、機能強化も続いている。D社のテレビ工場はR&Dスタッフ200人（日本人は5、6人）である。

一方、フィリピンでは製造から輸入へのシフトが続いている。I社はテレビを製造していたが輸入に切り替えた。J社は、テレビと洗濯機を製造・輸出していたが、洗濯機はインドネシア、テレビはマレーシアの移管し、国内向けのテレビと洗濯機のみ製造している。液晶テレビはマレーシア、エアコン、電子レンジは

タイ、冷蔵庫はインドネシアから輸入し、フィリピンからの製造の完全撤退の可能性もある。

ベトナムでは、家電生産K社が、2008年9月にブラウン管テレビ工場を閉鎖、タイ、マレーシア、中国からの輸入に切り替えた。2008年に輸出入権を外資に付与し、卸売業を開放したことが背景にある。ベトナム拠点はソフトウェア開発拠点に変更された。家電L社も輸入・卸売業の認可を受け、製造拠点の見直しを行っている。冷蔵庫はタイから部品を輸入しSKD生産を行っていたが、タイからの完成品の輸入に切り替えた。

AFTA、日本とのEPAについては、一部に問題は指摘されているものの、全体としては手続きや原産地証明取得については問題ないというのが現地調査の結果である。むしろ日本よりASEANのほうが手続き面ではスムーズで利用者本位（ユーザー・フレンドリー）との評価もあった。これは、利用企業からのクレームや改善要求に真摯に対応してきた結果であり、高く評価すべきであろう。

インドネシア、フィリピン、ベト

ナムの3カ国では、むしろ、インフラ整備、密輸取締り、一貫した産業政策の実施など FTA の手続き以前の産業育成の基本的な問題が指摘されている。こうした課題への取り組みと協力が期待される。

注

- (1) 本論は、機械振興協会経済研究所の委託により国際貿易投資研究所が平成20年度に実施した「ASEAN の FTA による域内及び対日貿易への影響」調査のうち FTA の利用に関する部分を取りまとめたものである。
- (2) ジェトロ海外調査部 (2009) 「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 (2008 年度調査)」28-29 頁。
- (3) インドネシアとベトナムの AFTA 利用率の詳細は、上記報告書を参照。原データはジェトロアジア大洋州課助川成也氏が作成したものである。なお、FTA 利用率は原産地証明発行額を輸出額で除して算出する。
- (4) アジア開発銀行の調査は 2008 年に 130 社を対象に行ったものである。詳細は上記報告書 85 頁を参照。
- (5) マレーシアとタイにおける FTA 利用状況と問題については、機械振興協会経済研究所 (2008) 「ASEAN の FTA 進展がもたらす貿易拡大の評価」を参照。
- (6) AICO は、域内企業内貿易を対象に AFTA を部分的に先行して実施するスキームである。ASEAN 域内に複数の拠点を持つ企業の域内貿易に 0-5%の特恵税率を適用するスキームで 1996 年に導入され、2007 年 8 月時点で 150 件が認可されている。AFTA がほぼ完成し、0-5%の CEPT 税率が多く目の品目に適用されるようになったため、AICO の特恵税率は国により若干異なるが原則 0%に引き下げられている。
- (7) ジェトロアジア大洋州課によると、リ・インボイスの採用については、中国 ASEANTNC (貿易交渉委員会) で交渉中であり、近日中に妥結の見通しである。
- (8) こうした動きの詳細な報告と分析は、上記報告書を参照。